平成24年第12回教育委員会 臨時会会議録

平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日

東久留米市教育委員会

平成24年第12回教育委員会臨時会

平成24年10月22日午後3時33分開会市役所7階702会議室

議題 (1)会議録署名委員の指名

- (3) 平成24年度東久留米市一般会計(教育費) 当初予算(財務部案) について
- (4) 諸報告
 - ①図書館の指定管理者の選定状況と今後の予定について
 - ②債権の放棄についての議案提案に伴う市立幼稚園保育料および奨学資金 貸付金返還の債権放棄について
 - ③平成25年度教育目標及び基本方針について
 - ④その他

出席委員(5人)

委 員 長 榎 本 隆 司

第一職務代理 井 上 敏 博

第二職務代理 矢 部 晶 代

委 員 松 本 誠 一

教 育 長 永 田 昇

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長荒島久人

総務課長東淳治

指導室長片柳博文

学務課長稲葉勝之

生涯学習課長 山 下 一 美

主 幹 傳 智 則

学校適正化等 高 梨 顕 彦 担 当 課 長

図書館長岡野知子

統括指導主事 末 永 寿 宣

指導主事間嶋健

指導主事 大久保 順子

事務局職員出席者

庶務係長鳥越富貴

庶 務 係 小野塚 将 志

◎開会及び開議の宣告

(午後3時33分)

○榎本委員長 これより平成24年第12回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員が 出席しており、会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に より関係職員の出席を求めています。

◎会議録署名委員の指名

○榎本委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は4番の井上委員に お願いします。

◎日程の変更

- ○榎本委員長 日程の変更がありますので、事務局から説明をお願いします。
- ○東総務課長 事前にお配りしました第12回教育委員会臨時会の日程中、日程第3の「平成24年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について」の「原案」の部分は、「財務部案」に件名を変更しました。
- ○榎本委員長 お聞き及びのとおり承認をいただきたいと思います。ついては日程の差し替えを行います。

(新しい日程の配布)

◎傍聴の取り扱い

- ○榎本委員長 本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。
- ○東総務課長 いらっしゃいません。
- ○榎本委員長 いらっしゃったら、人事案件終了後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

- **〇榎本委員長** 日程第3、「議案第62号 平成24年度東久留米市一般会計(教育費)当初 予算(財務部案)について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 〇永田教育長 「議案第62号 平成24年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(財務部案)について」、上記議案を提出する。平成24年10月22日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については教育部長から説明します。
- ○荒島教育部長 資料をご覧ください。現在、一般会計当初予算が成立していないため暫定予算で事務を執行していますが、12月議会に改めて、平成24年度東久留米市一般会計(当初予算)を提案するに当たり、本議案を提出させていただきました。

資料の1ページ「平成24年度一般会計予算(財務部案)」をご覧ください。この表は平成23年度当初予算額と今回を比較したものです。平成24年度当初予算の歳入歳出額は387億1,292万5,000円で、23年度と比べて2億9,607万5,000円の減となっています。教育費については歳出が増えており、3億8,560万4,000円の増で、10.7%の増となっています。

2ページをご覧ください。先の9月議会にも平成24年度一般会計当初予算の提案をしましたが、これとの比較の表になっています。歳出でご覧いただくと教育費では9月提案の額が40億545万8,000円、今回は39億9,384万3,000円で、1,161万5,000円の減となっています。理由ですがこれまでの人事異動による人件費の減によるもので、教育費ではマイナス4,917万2,000円の減となっています。人件費を除いた事業費としては3,757万7,000円の増で、差し引き1,161万5,000円の減となっています。

3~4ページは「12月の本予算の主な新規・拡大事業」となっており、4ページに教育費 にかかわるものが掲載されています。小学校の学校運営費については、電気料金の値上げに伴 い光熱費の不足が見込まれるため増額を図るものです。続いて、教育振興費では学校図書館充 実のための整備計画を策定し、これに基づいて学校図書館の蔵書をデータベース化するために 緊急雇用創出事業補助金を用いて委託料を計上するものです。これは10分の10の補助とな っています。続いて、食育研究指定地区事業費は東久留米市が食育研究指定地区になったこと に伴い、東京都の委託金10分の10の補助で食育に関するアンケートや講演会、レシピ本の 配布等を行うものです。中学校の学校運営費についても、電気料の値上げに伴い光熱費が不足 するために増額します。特別支援教育費では、通学費の対象者が増加したため増額します。図 書館運営費については来年10月からの図書館システムの更新に伴い、ICタグによる蔵書管 理に向け、先ずは本年度には本館の蔵書へICタグを貼りつけてデータのエンコード化を行い ます。来年度には地区館での実施を予定していますが、こちらも緊急雇用創出事業補助金を対 象として事業を行うものです。保健体育振興費では東京国体実行委員会の補助金750万の増 ということで、先の9月暫定予算に改めて計上しています。9月の当初予算編成時にはまだ通 知が来ていませんでした。その後、東京都や市長会の補助を用いることになって暫定予算に提 案し議決いただいているもので、一般会計当初予算にも計上するものです。新規債務負担行為 設定としては、図書館の地区館の管理運営委託を25年4月からお願いしていく予定です。ま た、指定管理者の指定の議案については今後出させていただく予定ですが、その債務負担行為 の設定限度額として5億3,928万8,000円とするものです。

- ○榎本委員長 何か伺うことはありますか。
- **〇井上第一職務代理** 図書館の条件整備については、東京都の施策である補助金制度も活用して 進めていただければと思います。学校運営費では中学校の光熱水費が不足するということです が、小学校や生涯学習関連施設はどうなっていますか。
- **〇山下生涯学習課長** 「まろにえホール」や「スポーツセンター」などの生涯学習関係施設の電 気料金についてはいずれも指定管理者制度を導入しており、指定管理者に支払っている委託料 の中で賄ってもらう部分と市が負担する部分がありますが、さらなる節電に努めるという申し 出があり上乗せはしなくても良いということです。
- ○荒島教育部長 小学校費でも77万9,000円の増額で計上しています。
- ○榎本委員長 これで質疑を終了します。特になければ討論を打ち切り、採決に入ります。「議 案第62号 平成24年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(財務部案)につい て」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手をお願いします。全員挙手で あり、議案第62号は承認に決しました。

◎諸報告

○榎本委員長 日程第4、諸報告に入ります。「①図書館の指定管理者の選定状況と今後の予定について」からお願いします。

- ○岡野図書館長 図書館地区館の指定管理者導入については、本年7月15日付で図書館地区館である滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館3館の指定管理者公募の募集を行いました。7月27日に3館の見学と現地説明会を行い、8月30日に応募を締め切ったところ、3団体の応募がありました。その後、指定管理者選定委員会設置要綱に基づいて選定委員会を設置し、第1回の選定委員会を9月11日に開催しました。同委員会で選考基準等が決定されて書類審査が行われました。9月28日には第2回委員会を開催し、3団体から応募書にある事業計画書についてのプレゼンテーションを受け、第1位から第3位までの指定管理者の候補者を決定しました。現在、第1位の候補者と協議を始めています。仮協定書がまとまりましたら、次回の11月2日の定例教育委員会に「図書館地区館指定管理者の指定依頼について」ということで議案として提出する予定になっています。
- ○榎本委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「②債権の放棄についての議案提案に伴う 市立幼稚園保育料および奨学資金貸付金返還の債権放棄について」の説明をお願いします。
- ○東総務課長 現在、市では12月市議会定例会に向けて、債権の放棄に関する議案の提案を行う予定で準備を進めています。本日は教育委員会の議案提出前に、事前にその概要を説明します。債権放棄にかかわるものは教育委員会では総務課の奨学資金貸付金と学務課の市立幼稚園保育料徴収金、市長部局では福祉総務課の生活資金貸付金などになります。各所管において議案提案の準備を進めていますが、いずれも私債権ということで、地方税法などとは別の処理になるものです。債権の放棄は地方税法第96条第10項の規定により、市議会の議決が必要です。

なぜ債権を放棄しなければならないかについて、総務課を例にご説明します。奨学資金貸付金は奨学資金に関する条例に基づき、経済的理由により高校に就学が困難な方へ入学支度金の貸し付けを行っています。奨学金を受けた学生は卒業の翌月から起算し1年経過後、7年以内にその全額を均等償還の基準により償還するものとなっています。もちろん、けが、災害、事故のために一時的に返還が困難な場合は猶予の制度もありますが、それ以外に返還されていないものが対象となります。この貸し付けを行う際には奨学資金運営委員会で申請時に審査を行っています。

奨学資金の債権放棄件数を精査していますが8月末時点では期日前と償還中を含め、全対象者数26件になります。このうち、現在、償還中が3件、償還期日前が1件、今後も督促を続ける件数が4件。それ以外に、債権放棄の対象となるものは18件あります。内訳は所在不明14件、死亡1件、自己破産1件などです。総額で200万円弱ぐらいの見込みとなっています。市立幼稚園保育料徴収金と併せ、詳細については教育委員会の議案として提案するときに説明させていただきます。

- ○榎本委員長 何か伺うことはありますか。
- ○矢部第二職務代理 幼稚園の保育料の件が出ましたが、保育園の保育料は該当しないのですか。
- ○永田教育長 公立幼稚園の保育料は私債権になります。税金などは法律に根拠があるものは徴収できますし、時効がくれば不納欠損として処理できます。しかし、私債権というのは私人間の契約と全く同じで法律の根拠がありません。行政は債権を放棄できないため、放棄する場合には議会の議決が必要となります。しかし、いつまでも置いておいても取れないものが残ってしまうので整理しようということで、今回、議会の議決を経るものです。

なお、私債権の場合は「債権放棄」と言い、税など法律に根拠のあるものの場合は「不納欠損」と言います。

- **○榎本委員長** この件は以上にとどめ、続いて「③平成25年度教育目標及び基本方針について」の説明をお願いします。
- ○東総務課長 A3版とA4版の資料をご覧ください。前回、24年度と変更なしの場合の資料1と組み替えた場合の資料2をお配りしました。これは資料1をもとにして、その後の追加の内容を加えたものです。アンダーラインを引いた部分、「東京都帰宅困難者対策条例が平成25年4月1日から施行されることに伴い、大規模災害等の発生時に公立学校の児童・生徒及び教職員が学校施設に一時滞在できるよう、体制の整備に努めます」と追加しました。こういった法改正あるいは条例の施行等によって追加されるものを、今、教育委員会の中の全部の課において見直しを進めています。

後ろにA4版の資料を付けていますが、これは「東京都帰宅困難者対策条例の概要」で 平成25年4月1日施行として準備されています。「一斉帰宅の抑制の推進」を図るもの で、都民の取り組みや事業者の取り組みが示されています。事業者の一つとして、学校な ども該当してきます。従業員の一斉帰宅の抑制、従業員との連絡手段の確保などの事前準 備、駅などにおける利用者の保護、生徒・児童の安全確保とあります。「従業員向けの備 蓄の例(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会※中間報告より抜粋」として、三日分の備 蓄の量の目安が示されています。水は一人当たり一日3リットルの計9リットル、主食は 一人当たり一日3食の計9食、毛布は一人当たり1枚。備蓄品の例としてはペットボトル 入り飲料水、主食はアルファ化米、クラッカー、乾パン等です。

これに関しては東京都教育委員会教育長名で、各区市町村の教育委員会教育長あてに、東京都帰宅困難者対策条例の施行に向けた対応の依頼が通知されています。条例では従業員の一斉帰宅の抑制や学校の児童・生徒を敷地内に待機させるなど安全確保を図ること等が規定されており、条例の施行により、保護者が企業等にとどまった場合は保護者が迎えに来るまで、児童・生徒を学校で保護することになります。このことから、「区市町村の教育委員会においても、児童・生徒を学校で安全に保護できる体制を整備してほしい」と言う内容になっています。「1 児童・生徒を学校で保護する際の備蓄物資について」では今の内容と、保護者との連絡体制も整備するようにとあります。この条例の施行に伴い、各校長会からもこういった内容の要望をいただいています。防災対策として、例えば市の初期活動班との顔合わせを早急にしてもらいたいですとか、防災担当とのより一層の連携を図ることなどについての要望がきており、教育委員会と防災防犯課とで詰めているところです。平成25年度の当初予算編成も始まっていますので、これらのことをどのように整備していくか、また、予算にどのような形で反映させていくのかを協議していきます。

今後、このような形で25年度基本方針の策定作業に入っていきますので、11月以降、各委員には定例会あるいは協議会等の中でお話いただき、併せて教育振興基本計画との関係等を整理しながらまとめていければと思っています。

- **○榎本委員長** この件は以上にとどめます。「その他」で何かありますか。
- ○東総務課長 事務局では特にありません。
- ○榎本委員長 各委員から何かありますか。
- ○矢部第二職務代理 10月12日の金曜日に、東京都市町村教育委員会連合会の管外視察研修に、委員長と私とで出席してきました。午前8時に立川を出発し、静岡県沼津市の静浦小学校と沼津市立沼津高等学校、さらにその附属中学校を視察してきました。静浦小学校は児童数の減少のために静浦地区にある3校が統合され、現在、小学校1校、中学校1校がある地区の小・中学校一貫校として立ち上げていこうという準備段階にある学校です。現在は別々の場所

にあるのですが、平成26年度から新校舎を設立して小中一貫になる予定だそうです。学校が 予定されている場所は海岸線が迫っており、先の大震災のことが身近に感じられる地区という ことで、この小中一貫校の建設の進行に合わせて学校の設備も防災対策が万全な学校にすると いう計画があり、でき上がり図も見せてもらいました。小中一貫になると教育課程の中でも一 貫校としてやっていくわけですが、施設面で準備しているところをたくさん見せていただきま した。高台への避難経路の準備、屋上の有効利用で地域住民の方の避難場所にもなるようなスペースをとったり、屋上に設置している太陽光発電が新校舎になればそこに電気関係の設備を 全部屋上でコントロールでき、浸水しても電源関係が失われないような学校にして、地域の 方々も電気を使えるようにする等さまざまな計画を見せていただきました。

続いて、市立沼津高等学校に行きました。こちらは戦後にできた市立高校ですが、平成15年から中学校が併設されています。一貫校なのですが完全一貫ではなく、高校からの入学者もいる一貫校です。中学校では80人の新入学生がいるということです。校長は民間ご出身の「民間校長」でした。中学校を併設するに当たって校舎等も新しくされ、私立の中高一貫校に近づけるような素晴らしい施設も完備してします。部活動にも力を入れ、これからは進学実績を上げていきたいというようなお話で、その学校を見せていただきました。

午後7時半ごろに立川に戻ってきました。参加者は約90人、バス2台で行きました。詳しくは連合会の理事会から改めて皆様に報告があると思います。

- ○榎本委員長 少し添えますと、行きのバスの中で各教育委員会なりのご報告をいただきました。 いつも矢部委員に報告をお願いしていますが、今のお話のように大変きちんとした形で小中連 携問題等を中心に報告していただき、どこの市よりも良い報告だったと思います。
- **〇井上第一職務代理** 東京都の条例について伺います。これから対応していくということですが、 小・中学校の教職員や生徒たちの安全に対しては東京都からの何らかの支援策、特に財政上の 援助は期待できるのですか。
- ○東総務課長 今のところは示されていません。学校にとどまった児童・生徒のための備蓄をどの範囲でどこまでしたら良いのかの明確な基準もないので、防災防犯課から東京都に確認してもらっています。例えば学校で災害が起きて、保護者が一度迎えに来て自宅に帰られた場合、その後、避難所である学校に保護者とお子さんが来れば一般市民としての扱いになります。その辺の備蓄品の棲み分けをどうするのか。あるいは一般市民用のものをすべて使って良いのか。この辺は防災防犯課と詳細に詰めて25年度予算で反映し説明できるようにしたいと思っていますが、明確な線引きがまだできていない状況です。備蓄品の量や何をそろえたら良いのかも含めて、調整している状況です。それに対して、東京都から何らかの形で支援があるという話は具体的にはありません。
- ○井上第一職務代理 この条例の内容は企業の従業員向けです。都立高校の場合は通学範囲からしてこの条例の内容に当てはまるかもしれませんが、区市町村立の小中学校の場合には東京都からそれなりの援助が必要だと思います。3食を非常時で食べる必要があるのかどうかも含めて、長期にわたっての大事な視点だと思いますので、東京都とよく連携をとっていただければと思います。
- ○永田教育長 もともとこの条例の制定の意味は、災害発生時に多くの人が帰宅するために移動して大混雑が起こったことにあります。さらに直下で発生して緊急車両が出動する事態の際に動けないことがないよう、人を移動させないための一つの方策でした。井上委員が言われるように都立学校は通学の範囲が広いので、かなりの人数をそこに留め置かないと難しい。しかし、公立の小・中学校ならば狭い通学範囲であり、企業の従業員向けの基準をそのまま学校にあて

はめられるのかどうか、さらに、学校の場合であっても都立高校と公立の小中学校とを全くの 同列で扱って良いのかどうか…。このことについて、まだ詳細な通知は来ていませんか。

- ○東総務課長 問い合わせをしていますが、明確な答えはありません。この条例だけで「児童・生徒の分まで全部備えなさい」ということは読み取れません。ただし、東京都教育長から各市町村の教育長あてに来た文書では、「区市町村防災担当課と調整の上、区市町村職員用の備蓄物質と一体的に準備すること」という表現になっているので、一緒に兼ね備えて準備すべきものなのか、別に備えるべきなのか判断に迷っている状況です。
- ○永田教育長 水だって一人当たり27キロを確保しろと言っても、100人いたら約3トン。 第七小学校の場合には約18トンから20トンぐらいの量になります。
- ○東総務課長 水を保管するに当たっても各学校に貯水槽があればペットボトルなりは用意しなくて良いのか、それとは別に考えるべきなのかについても、この条例を見ただけでは解釈できません。ペットボトルで用意するとなったら、教室全部が埋まってしまう量になり、現実的に可能とは思えません。どの程度のものをどのように用意すれば良いのかを確認する必要があると思っています。
- **〇榎本委員長** 公立学校の場合は家と学校の距離が近いので、もう少し現実的に考えないと、学校では面倒見きれないのではないかと思います。
- **○東総務課長** 災害発生時には市民も学校に集まってきますので混乱する可能性もあり、整理していかなければいけないと思っています。
- **〇榎本委員長** 先ほどの視察の話ですが、沼津市の学校校舎の屋上に設置してある大陽光発電は パネルではなくパイプだそうです。アメリカ製と言っていました。
- ○矢部第二職務代理 スペースに対して効率が非常に良いそうです。
- **○榎本委員長** 何せ学校の規模が大きかった。公立高校であんなに予算をかけられるのか、と思いました
- **〇永田教育長** 地方に行くと学校の敷地が広いのは土地の費用が安く、取得しやすいからだと思います。

◎閉会の宣告

○榎本委員長 以上をもって平成24年第12回教育委員会臨時会を終了します。

(午後4時17分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年10月22日

委員長 榎 本 隆 司(自 署)

署名委員 井 上 敏 博(自 署)